

会 議 録

会議の名称	平成28年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成29年2月9日(木) 午後9時30分から正午				
開催場所	東村山市役所本庁舎5階501会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・肥沼和夫職務代理・蜂屋健次委員・伊藤真一委員・久野一彦委員・増田勝義委員・久野稔晃委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・粕谷まちづくり部次長・炭山みどり公園課長・有山みどり公園課長補佐・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：さとう直子委員・白石えつ子委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 現地視察について</p> <p>(2) 緑地保護区域の管理状況について</p> <p>(3) 公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けて</p> <p>(4) その他</p> <p>5 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 まちづくり部長挨拶</p> <p>4 議事</p>					

○事務局

ただいまより、平成28年度第3回東村山市緑化審議会を開会いたします。

初めに、本日の予定をご案内いたします。

本日は、ご案内のとおり、初めに現地視察を行わせていただきます。視察場所につきましては、恩多町5丁目にごございます緑地保護区域3区画をご覧いただきたいと存じます。当該地につきましては野火止用水に面した場所であり、昨年度に護岸改修工事を実施した場所となりますことから、樹木の状況と合わせてご覧いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

(現地視察)

○事務局

現地視察、大変お疲れさまでした。

緑地保護区域と野火止用水をご覧いただきましたけれども、野火止用水の樹木につきましては、大木化していることに加え、樹木の間隔も密になっているということで、今後どのように管理を行っていくかということが大きな課題と捉えております。引き続き、適切な維持管理を行ってまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしく願いいたします。

本日は、毎年この時期にご報告させていただいております緑地保護区域の管理状況に加え、緑の管理基金創設に向けたパブリックコメントを実施いたしましたことから、その結果についてご報告させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

それでは、議事に入ります。

初めに、現地視察の感想をお伺いできればと思いますが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○委員

野火止用水沿いの樹木につけてある目印が以前より少なく感じたのですが、作業の進捗具合について教えてください。

○事務局

ただいまお話にごございましたテープの目印でございますが、維持管理作業に伴う樹木の伐採、剪定等につきましては、外部委託にて行っております。その中で、テープ等で目印をつける意味につきましては、見積りをとる場合等の目印としてつけており、作業するすべての樹木につけているものではございません。

○委員

そうすると、実際には作業対象の樹木がほかにもたくさんあるということですね。

○事務局

野火止用水につきましては、年間管理の中で夏場の下草刈りを行い、剪定、伐採作業につきましては、落葉樹が多いことから12月以降の時期に状況に合わせて行っております。野火止用水につきましては、市内全域で5.8キロメートルあり、樹木の本数も多いことから、平成27年度に実施いたしました樹木調査や、日常業務において目視を行った中で、対象樹木の発注作業を行っております。

○委員

やはり、延長が長いということと、本数が多いことを考えると、限られた予算の中で行っていかなければならない。夏場は毎年草刈りをしなければならないと思いますし、樹木の本数を考えると倒木の恐れのある樹木も出てくるとは思います。いつまでに一定の管理作業が終了するのか等の予定はありますか。

○事務局

ガイドラインをつくるに当たり、野火止用水全域の樹木の調査を実施しております。樹木の状態につきましてはその中で一定把握できておりますことから、樹木の状況を見ながら順次作業を行ってまいりたいと思います。現時点におきましては、調査の中で状態が悪いと把握できたものについて、来年度より5か年で対応を行ってまいりたいと考えております。

○委員

初めに視察した東京都所有の緑地については、今後樹木の更新をしていくことかと思えますけれども、現在は落葉の時期ということもあり、上を見ても空がよく見えて明るいのですが、葉が出て茂り始めると日陰になってしまうと思いますので、その際でも光が入るようにするほうが、若木を成長させるのにはよいのではないかと思います。

○会長

ありがとうございました。

やはり、樹木については、常に10年、20年と先を見越した管理を考えていく必要があると思います。また、野火止用水の樹木については本数がたくさんあるので一度にできないこともあるかと思いますが、まずは弱っている樹木から進めていけばよいと思います。

今日観察して感じたのは、大きなケヤキでも木自体は枯れていないものの、太枝が枯れてしまっているものが見受けられましたので、そのようなものについては早急に対応する必要があると思います。台風の時期ですと、強風で落下してしまう場合もありますので、

弱っている樹木を探すのと同時に、枯れている枝についても確認していく必要があると思います。

○委員

今、枯れ枝の話が出ましたけれども、自分がかかわっている公園再生の中でも枯れ枝に関して順調に回り出した部分としては、台風の後などの通報ルートが確立されてきたと思っています。そのような市民との協働作業を取り入れないと、野火止用水の本数をカバーするというのは、業者に委託するといってもお金が出ていく一方になってしまうと思います。野火止用水にかかわる団体が多数ありますので、そのような人たちと組み、役割分担等については行政主導でつくってしまうほうがよいと思います。おそらく、お手伝いしますと言ってくれる市民はたくさんいると思います。きれいにする分については喜んで手伝ってくれると思います。ぜひともそのような方向で確立していただけるとよいと思います。

○事務局

ただいま、市民協働ということでご意見をいただきました。市内の公園では、恩多稲荷公園、熊野公園等が市民協働という面で先進的な事例でございます。公園にかかわっていただいている方々と我々職員が意思疎通を図った中でさまざまな取り組みが進められていると思っております。今委員がおっしゃられたのは、そうではない場所について今後どのようにしていくのかということだと思います。我々もボランティアの声はいろいろと聞いておりますので、台風の後等については連絡を密に行ってまいりたいと思います。

○会長

ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

一つ注意しなければならないのは、協働しましたで終わらないことだと思います。責任を持たなければならないのは管理者側であり、ボランティアではありません。ボランティア作業を行っていただいても、最後の確認は行政が行うとしておかないと次につながっていかなくなりますので、そのルールだけはしっかりしておいたほうがよいと思います。

○委員

野火止用水の樹木で、伐採した後の切り株からキノコが生えているものがありました。今後そのまま木が腐食していくと、斜面が崩落する可能性が出てくると思います。実際、玉川上水や東大和市側の野火止用水の一部では崩れている場所があります。野火止用水は、どちらか、または両側に道路がついているということもあり、緑の保全ということだけではなく、道路管理や地域の生活の場でもあるので、複合的な管理にかかわってくると思います。危険だから大きな木を伐採して終了ということではなく、株立ちで根が生きて

いれば土が残るのですが、根が腐ってしまいますと斜面の崩壊につながっていきます。野火止用水は歴史環境保全地域になっているので、木だけではなく、野火止用水のあの状態そのものを保全していかなければならないと思います。やはり、複合的に管理していく必要があるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。

歴史環境保全地域に指定されているので、樹木だけではなく、空間として保存していくことも考えなければなりません。

野火止用水と玉川上水の違いは、まず、高さが全然違います。玉川上水は浸食が進み、深い堀になっています。そのような違いを比べてみると、どのようにしたらよいかということが見えてくるかもしれません。

それでは、次に、緑地保護区域の管理状況について、事務局よりお願いします。

○事務局

それでは、資料1、資料2をご覧ください。

資料1は、緑地保護区域の一覧でございます。平成28年度からの指定状況を申し上げますと、4区画減少しております。面積にすると、約4,500㎡でございます。このうち、一つは相続を理由とする解除、もう一つは、道路計画の中で道路予定地に当たることから東京都が取得したもの、残る2区画については、東京都の緑地保全地域として都が取得したもの、もう一つは、都市計画緑地に指定されているせせらぎの郷多摩湖緑地として市が取得したものでございます。緑地保護区域の面積としては4,500㎡減少しておりますけれども、そのうち2,200㎡は東京都及び市が取得し、公有地化したことで緑が残ることとなります。

緑地保護区域の管理状況については毎年ご報告させていただいておりますけれども、本日は実際に2区画ご覧いただき、それ以外の場所につきましては資料2として6区画を挙げ、ご報告させていただきます。

まず、資料2-①、②につきましては、こちらは昨年度もご報告させていただいた場所となりますが、なかなか状況が改善されていない箇所ということでお示しさせていただきました。資料2-③から⑥につきましては、市内全域となるよう抽出させていただき、③については青葉町、④は廻田町、⑤は②に隣接する緑地、⑥は多摩湖町ということで、先ほどは恩多町の緑地をご覧いただきましたので、ちょうど反対側の地域ということで抽出し、お示しさせていただいております。③、④については下草刈り、剪定等が行われ、周囲への越境もなく、適正に管理されているものと考えております。

緑地保護区域につきましては、市税条例の中で、緑地保護区域に指定したものについては減免対象となっております。①、②につきましては管理がなかなか改善されていないということでこれまでも減免率を90%とし、10%課税をさせていただいております。平成29年度に向けましても、同様の手続きを進めてまいりたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

毎年審議している課税の問題についてですけれども、①、②については毎年提示されていますね。⑥をご覧くださいますと、かなり竹の本数が減っているのがわかります。それに比べると、①は非常に本数が多い。これだと竹藪が荒れていると見られるわけですが、どちらももう少しだと思います。竹藪の適正な本数は坪1といい、一坪に1本と言われており、これだと竹藪自体が弱らず、次のタケノコが出てきて、林がよい状態で維持できると言われております。これは京都の竹藪でも実践され、何百年と実績のある管理方法です。それに比べると、この場所は非常に多いと感じます。①の写真をみると、竹が枯れている状況が見受けられます。所有者の方のお考えもあるとは思いますが、竹藪として維持するのであれば、確かに管理不足と言えらると思います。

③以降のところは、本日視察した場所と同じように昔の雑木林のイメージが湧いてくるような管理方法です。注意しなければならないのは、①と②で違いがないかということです。①は道路に面しており、竹が出てくると支障がありそうな気がします。しかし、水路に面している部分は、人が通行するにはあまり関係ない気もします。②を見ると、斜面になっている部分があり、手が入られていないと。斜面の部分に関していうと、手を入れることによって浸食が起こることもありますので、手を入れないほうがよいこともあります。したがって、画一的に考えることはできないと思いますが、この2カ所を課税対象にするということですが、これに関してご意見等ございませんか。

○委員

資料2-⑥の多摩湖町で指定を受けている場所ですが、今、会長の方からはお褒めに近いお言葉をいただきましたけれども、この場所も道路に面した場所があり、その現状からいたしますと、竹が伸びてきており、台風等の風が強い日には倒れかかり、電線にかかっている状況があります。台風や雪のたびに何かしら支障がある場所です。見た感じでは管理をされているようにも見えますが、実際に住んでいる近隣の住民の話を聞くと、もっと管理をしてほしいという声が出ています。とはいっても、私も目視でよく見えていますけれども、手を入れ始めていただいているのも事実としてあります。今まで以上に管理を行ってくれているという感じもあります。道路に面している以上、住民にとっても弊害が出て

はいけません。そのあたりをどこまで市が注意していただけるのか。現状では、市が地権者の方にお話しいただくしかありません。①は例年どおり課税ということでしたけれども、どこまでということをはっきりしたほうがよいと思います。管理も地権者の方に任せしており、どこまでが管理かといった規定もありませんので、やりましたと言われればそれを管理と捉えるしかないということなので、管理とはどこまでかということが必要だと思います。平等にするのであれば、それぞれが手を加えるのではなく、業者を使い管理するほうが平等だと私は思っています。多摩湖町だけでも緑地保護区域の指定を受けている場所が3か所ありますけれども、それぞれの地権者の方の見解は、うちはきちんと管理をしているけれども、隣は管理をしていないと。別の方に聞くと、うちはやっているけれども、あちらはやっていないと。それぞれ見解が違います。そのような中で、緑を残すという大義名分は立派ですが、税金を払うのは市民の義務ですので、地権者の方をどこまで優遇していいのかということをしつかりとこの場で議論する必要があると思います。平等でなければならないという見解です。免税を受けるのであれば、きちんと義務を果たさなければならないと思います。実際に義務を果たしていない人もいますので、緑を残すことに協力していただいているという面もありますが、もう一度、平等という観点から見直す時期ではないかという思いがあります。

○会長

ありがとうございます。

ただいまのご意見は、あり方自体を整理する必要があるのではないかということだと思います。減免をするかしないかということですが、我々はこの資料を基に判断をするわけです。どのような管理であれば減免をするのかという基本的なところですが、平地にある雑木林と斜面にある雑木林では意味が違います。また、コナラ、クヌギの雑木林と屋敷林のような竹藪とでは質の違いがあります。その他に面積に違いもあります。そのように、いくつもの要因があるということを考える必要があります。

また、以前から気になっていたのですが、納めていただいた税金が一般会計に入ってしまうということに少し違和感があります。管理をするのでペナルティー的に税金を取っているのであれば、管理をするために使うというのが筋ではないかと思います。一般会計に入ってしまうということが不思議に感じます。

いずれにしても、この課税の議論に関しては個人の所有権などさまざまなものに絡んでくるため、公明正大な論理でなければならないと思います。どのような場合に課税をするのか、手を入れている、入れていないということだけでは議論ができないと思います。4月以降に機会がつかれば、課税のあり方、どのような条件であれば課税をするという議

論、また、課税をすることになった経緯についても一度整理していただき、改めて議論したほうがよいと思います。緑があるということはとても大事なことなので、所有者の方にきちんと伝え、納得していただけるような形にする必要があると思います。議論をする機会を来年度にでもつくることができるとよいと思います。

今日議論しなければならないのは、平成29年度の課税についてですが、例年、①、②については課税をしているということですが、いかがでしょうか。

○委員

課税すべきだと思います。

○会長

他にご意見ございませんか。

○委員

一つ質問ですが、樹木が電線にかかった場合、あるいは、実際に事故が起こった場合、どこの部署の費用で対処することになるのでしょうか。

○事務局

先ほどお話がありました、⑥の場所で竹が風で倒れて電線にかかったときには、地域の方からご連絡をいただき、市より所有者の方にご連絡して、所有者の方に対処していただきました。

○委員

基本的にはそうだと思いますが、緊急を要する場合はどこかの部署の予算を使って対処することになると思います。取り決めなどはありますか。

○事務局

原則、民有地の場合は所有者の方に連絡し、対処していただくこととなります。

○委員

そのあたりをきちんとしたほうがよいですね。仮に、公道に対して、または、公共施設に対して被害を受ける状況については、本人の対応を待たずして対処すべきだし、それにかかった経費については請求するという条例をつくるべきだと思います。

○事務局

今お話がありましたように危険性が伴うものについては、現地の状況を踏まえて対処いたします。たとえば、道路にかかってくるようであれば、道路管理者で処理することになります。

○委員

当然そうだと思います。ただ、その先の請求先がという部分がはっきりしていないので

ということもあると思いますし、逆に、どこにかかったものは、どこが回収するというルールができていないですね。先ほどの一般会計に入る、入らないということも、はっきりしていないからとりあえず一般会計に入れ、道路管理課で使った場合にはそこからということになってしまうのだと思います。公園課のとか、基金ということも考え方の一つですが、そのようなときのために、どこの課に関係なく、払うべき人のために請求するけれども、それができないときに使う会計として使うべきだと思います。

○事務局

ただいまの損害賠償の関係ですが、緑地保護区域だからということで特別な扱いはありません。たとえば、民有地の樹木が倒れて公共施設に被害があった場合は、所有者の方に損害賠償請求をするということになります。ただいまお話があったように、課税したものをとっておくということについては、検討の余地はありますが、緑にかかる全体的な経費については、基本的には一般財源で賄っています。したがって、トータルとして考えると、課税したものを特定の目的のために使う歳入としてとっておくことは、なかなか難しいと思います。一般財源という大きなお財布の中に特定の目的のための小さなお財布を持つということをどのように整理するかについては、少し検討させていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

気になっているのは、目的税として取ったものを、管理をするための資金として充当ができないかという素朴な疑問です。一般会計からということは理解できます。いずれにしてもよい方向へ行くとよいと思います。

○委員

今のお話は、減免していることはペナルティーなのか、緑を保存するということで優遇を受けているということですか。ペナルティーなのか優遇なのかによって、お金の目的が違うような気がします。本来払わなければならない税金を、緑を保全するということから優遇しているという場合と、これはペナルティーなのだと。ペナルティーだとすると、会長がおっしゃるように、緑の保全のためだけに使うべきだと私も思います。

○事務局

減免の割合を、また、一部課税をするかしないかという議論があったときの経緯を見ると、ペナルティーということではないと考えています。

緑地保護区域に指定し、固定資産税について減免するということは、保全を進めていくための優遇措置という考え方からスタートしています。平成18年の市税条例の一部を改

正するに当たり、平成17年、18年にこの審議会の中でも議論がなされ、管理のあり方について、なかなか管理をしていただけないところに注意喚起をするという意味で10%ご負担いただき、よりよい管理につながることを目指したものと考えております。これまでは、緑地保護区域に指定されているものはすべて100%減免となっていたものを、条例を一部改正し、10%課税、減免率を90%とすることとなった経緯がありますので、そのことを踏まえながら議論ができればと思います。

○会長

やはり、過去の経過もありますので、機会を設けて議論ができればと思います。

それでは、今提案されていることについては、例年状況が変わっていないため、昨年と同じような対応をするということでしょうか。

(全委員同意)

○会長

ありがとうございます。

それでは、次に、公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けてについて、事務局よりお願いします。

○事務局

それでは、資料3をご覧ください。

前回の緑化審議会の中でご案内させていただきましたとおり、公共の緑の植生管理における財源確保の取り組みとして基金条例の創設を目指し、市民への意見募集を行いました。案件名については、「東村山市緑の管理基金条例（案）の基本的な考え方」ということでお示しさせていただき、平成29年1月6日から1月25日まで意見募集を行いました。周知方法、意見回収箱については資料3のとおりでございます。

ご意見は1名の方からいただき、内容としては5件となっております。ご意見の内容につきましては、次のページをご覧ください。左側にご意見の内容、右側に市の考え方ということでまとめてございます。1番のご意見については、市民の皆様への報告ということで、そのことをどのように考えているかという内容でございます。市の考え方については記載のとおりですが、毎年度の歳入歳出決算書の中でお示ししているとしております。それから、基金から一般会計等への繰り入れについても、予算決算の中で説明、報告を行っているとして記載しております。2番については、平成28年3月に公共の緑の植生管理のガイドラインが策定され、ガイドラインと既存条例との関連性についてということでご意見をいただきました。市の考え方として、公共の緑の植生管理のガイドラインの策定に至った経緯という意味合いで、市の考え方をまとめさせていただきました。「市が管理する公共

の緑を対象とし、植生の調査をもとに、それぞれの緑に応じた計画的、効率的な植生管理を行うための指針として策定したものです。」としております。次の3番、4番、5番については、総括とすると同様の意見でございまして、既存の緑地保全基金条例と新たな管理基金条例の関連性についてどう考えるかという内容でございました。市の考え方とすると、お寄せいただいたご意見で勘違いをされている部分がありましたことから、初めの5行で説明させていただき、後段で「東村山市緑の管理基金は、特定の目的のために積み立てを行う積立基金であり、植生管理における樹木の更新などの面的作業・整備といった臨時的経費の資金にあてることを目的としており、緑地の買い入れを目的とした緑地保全基金とは設置の目的・処分の対象が異なることから、新たな基金を設置することとしました。」としております。

なお、以上の回答内容につきましては、ホームページで公表させていただいております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ご意見が1件しかなかったということで少しさみしい感じもしますが、このご意見を述べられた方は随分前向きに内容を把握していらっしゃる方だと思えました。今回の基金と保全基金との違いというのが明確に示されたということが大事なことだと思います。パブリックコメントが終了したということで、今後の予定についてはどのようにになりますか。

○事務局

今後の予定につきましては、3月に議会が予定されておりますので、その中で緑の管理基金条例を議案として提出してまいりたいと考えております。

○会長

確実に前に進んでいるということですね。

委員の方からは、何かご意見等ございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、次に、その他として事務局よりお願いいたします。

○事務局

その他といたしましては、次回の緑化審議会の日程の関係でございまして、今年度につきましては、この第3回の審議会をもちまして終了となります。来年度につきましては、緑化審議会委員の改選の時期となりますので、改選後に改めてご連絡させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○会長

本日の議題は以上となりますが、委員の方からご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上で、平成28年度第3回東村山市緑化審議会を閉会いたします。

5 閉会